第六十条の見出しを「（河川保全企画室、流域管理室及び水防企画室並びに河川環境保全調整官、水利技術調整官、水防企画官及び水防調整官）」に改め、同条第一項中「及び流水管理室」を「、流水管理室及び水防企画室」に、「及び水利技術調整官」を「、水利技術調整官、水防企画官及び水防調整官」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　水防企画室は、水防に関する事務（水政課並びに河川保全企画室、水防企画官及び水防調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　水防企画室に、室長を置く。

第六十条に次の二項を加える。

10　水防企画官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課の所掌に属するものを除く。）で水防活動の円滑な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

11　水防調整官は、命を受けて、水防に関する事務（水政課の所掌に属するものを除く。）で水防に係る組織に対する支援に関する特定事項についての調整及び指導に関する事務をつかさどる。

第六十一条の見出し及び同条第一項中「及び流域治水室」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条中第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第六十二条の見出し中「、総括災害査定官、水防企画官及び水防事務調整官」を「及び総括災害査定官」に改め、同条第一項中「、水防企画官及び水防事務調整官それぞれ」を削り、同条第四項第三号を削り、同項中第四号を第三号とし、同条第八項及び第九項を削る。

第六十二条第九項を削る。

第八十条の見出し及び同条第一項中「、貨物鉄道政策室及び国際業務室」を「及び貨物鉄道政策室」に改め、同条第二項第一号中「鉄道業務政策課及び技術企画課」を「他課」に改め、同条第八項及び第九項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（駅機能高度化推進室及び輸送障害対策推進官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進室及び輸送障害対策推進官一人を置く。

2　駅機能高度化推進室は、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等（第四項において「都市鉄道等」という。）の駅の機能の高度化の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　駅機能高度化推進室に、室長を置く。

4　輸送障害対策推進官は、都市鉄道等による輸送に障害を生じた場合における駅の利用者の安全の確保に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

第八十二条の見出しを「（旅客輸送業務監理室及び地域鉄道支援室並びに地域鉄道戦略企画調整官）」に改め、同条第一項を次のように改める。

鉄道事業課に、旅客輸送業務監理室及び地域鉄道支援室並びに地域鉄道戦略企画調整官一人を置く。

第八十二条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　旅客輸送業務監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　鉄道等による運送の事業に係る運賃及び料金に関すること。

二　鉄道等による旅客の運送及びこれらの事業に関する調整、指導及び監督に関すること（他課及び安全監理官並びに地域鉄道支援室の所掌に属するものを除く。）。

3　旅客輸送業務監理室に、室長を置く。

第八十二条に次の一項を加える。

6　地域鉄道戦略企画調整官は、命を受けて、地域における鉄道等による運送の事業の活性化に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十三条を次のように改める。

（国際協力室）

第八十三条　国際課に、国際協力室を置く。

2　国際協力室は、鉄道局の所掌事務に係る国際協力に関する事務をつかさどる。

3　国際協力室に、室長を置く。

第八十四条第二項第一号中「陸運機器等」を「鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。第四項において「陸運機器等」という。）」に改め、同条第四項第四号中「総務課」を「国際課」に改める。

第九十五条の見出し及び同条第一項中「危機管理室」の下に「、技術企画室」を加え、「、技術企画官」を削り、同条中第二十項を第二十一項とし、第十四項から第十九項を一項ずつ繰り下げ、第一三項を削り、第十二項を第十四項とし、第八項から第十一項を二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。

三　船舶に関する原子力の利用に関すること。

9　技術企画室に、室長を置く。

第百十条の見出し中「危機管理室及び」及び「、港湾保安管理官」を削り、同条第一項中「危機管理室及び」を削り、「及び港湾管理高度化指導官及び調整官それぞれ」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げ、第八項から第十項までを削り、第十一項を第六項とする。

第百十条の二の見出し及び第一項中「及び港湾情報化推進室並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官及び港湾利用調整官」を「並びに港湾経済企画官、港運高度化対策官、港湾運送サービス活性化対策官、港湾利用調整官及び港湾情報化企画調整官」に改め、同条第二項第一号中「並びに次号に掲げるもの」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

8　港湾情報化企画調整官は、港湾、航路及び港湾に係る海岸（以下「港湾等」という。）の整備、利用及び保全に関する情報化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百十一条第六項中「振興課」を「海洋・環境課」に改める。

第百十二条を次のように改める。

（産業連携企画室及び国際企画室並びに国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、産業連携企画室及び国際企画室並びに国際調整官二人を置く。

2　産業連携企画室は、港湾の利用に関する事務のうち、港湾における産業の国際競争力の強化に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　産業連携企画室に、室長を置く。

4　国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（国際調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　国際企画室に、室長を置く。

6　国際調整官は、命を受けて、港湾局の所掌事務に係る国際協力に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務を分掌する。

第百十三条の見出し及び同条第一項中「、事業監理官」を削り、同条第二項第一号中「他課」を「海洋・環境課及び海岸・防災課」に改め、「並びに事業監理官」を削り、同項第二号中「振興課」を「海洋・環境課」に改め、同条第四項中「維持」の下に「並びに既存の港湾施設の活用の促進」を加え、「振